

川崎都市計画素案説明会

(南渡田北地区)



- 1 川崎都市計画 用途地域の変更
- 2 川崎都市計画 地区計画の変更

日時：令和6年3月26日（火）午後7時～午後8時30分
場所：川崎市立臨港中学校体育館

- 1 地区の概況**
- 2 都市計画素案**
- 3 今後の都市計画手続**

1 地区の概況

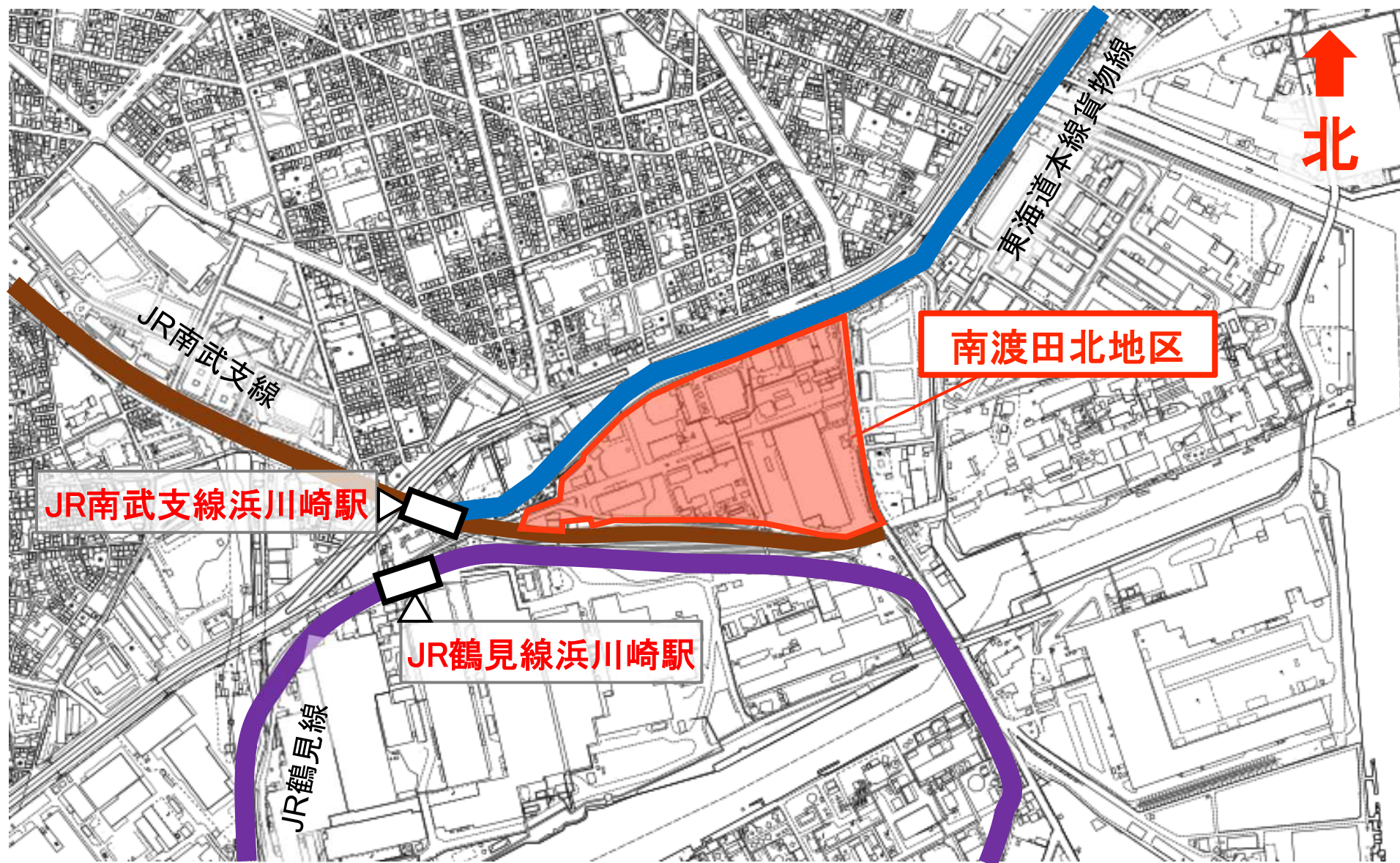
(1) 周辺の状況

(2) 上位計画の位置付け

(3) 地区の現状

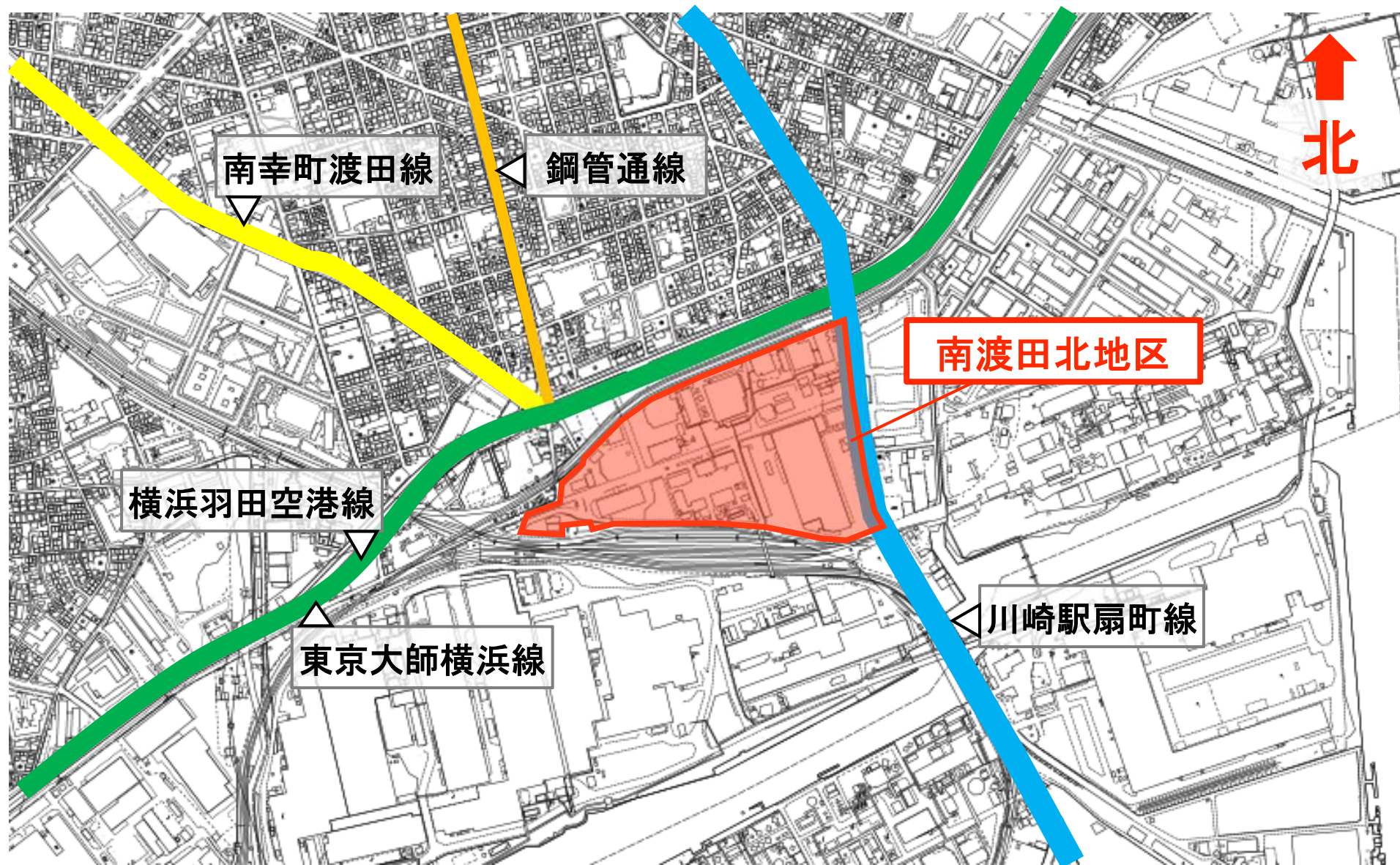
(1) 周辺の状況

南渡田北地区



(1) 周辺の状況

南渡田北地区



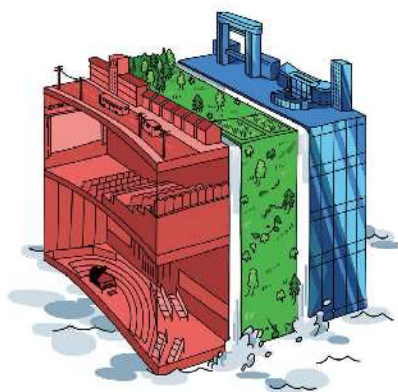
(2) 上位計画の位置付け

南渡田北地区

川崎市総合計画(第3期実施計画) (令和4年3月策定)

川崎市総合計画

第3期実施計画

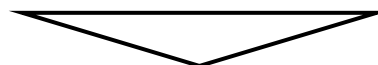


川崎をもっともっと住みやすいまちにするために。

川崎市
令和4(2022)年3月

川崎市総合計画

- ・本市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めたもの



浜川崎駅周辺地区は、「川崎市総合計画」において、大規模な土地利用転換を適切に誘導し、高度かつ最先端の研究開発や価値の創出に資する機能転換を図るなど、活力ある拠点の形成に向けたまちづくりを推進する。

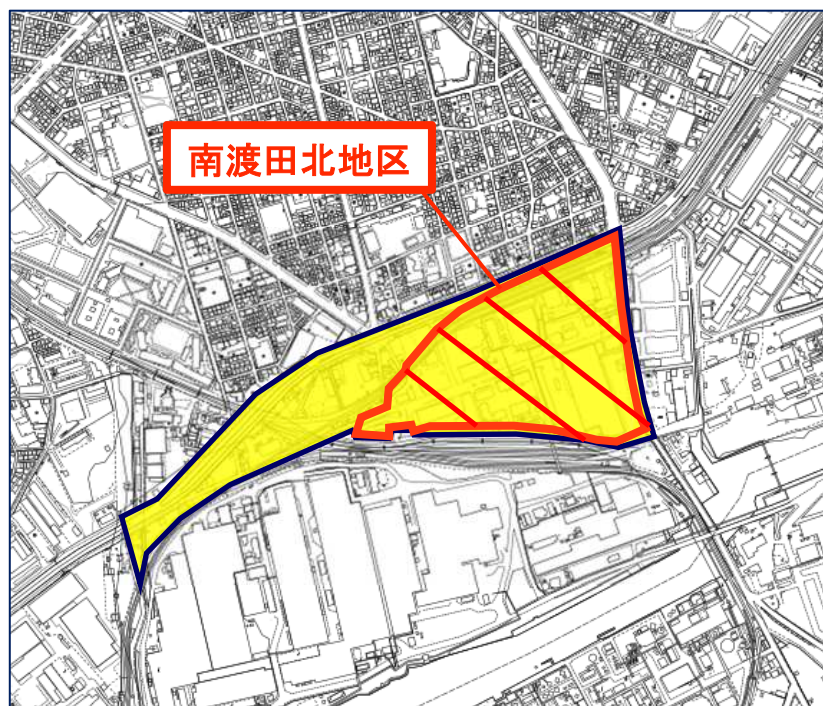
(2) 上位計画の位置付け

南渡田北地区

都市再開発の方針（平成29年3月策定）

都市再開発の方針

- ・市街地等の整備方針を示すもの。
- ・市街地の再開発を促進すべき地区を「**2号再開発促進地区**」として指定し、機能更新の推進を図る。



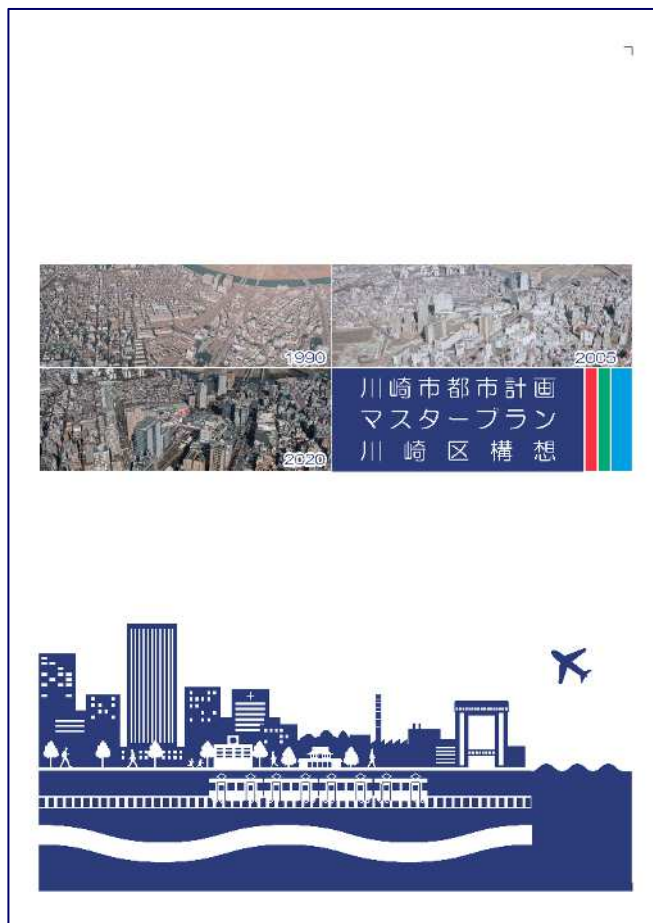
 2号再開発促進地区

南渡田北地区は、臨海部の産業の発展を先導する 研究開発・業務管理等の機能を中心に、新産業拠点にふさわしい複合市街地の形成と交通結節点としての機能の強化をめざす。

(2) 上位計画の位置付け

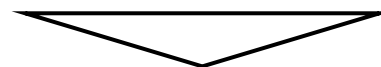
南渡田北地区

都市計画マスタープラン川崎区構想(令和3年8月策定)



都市計画マスタープラン

・本市の都市計画に関する基本方針を示すもの

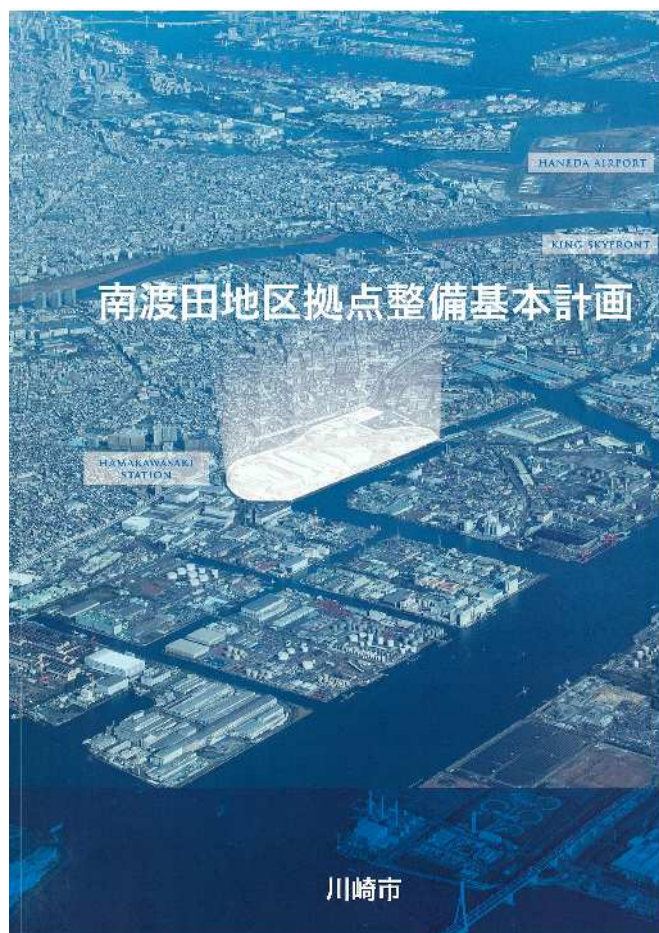


南渡田地区は、研究開発機能の集積を図り、オープンイノベーションを促進する交流機能をはじめとした産業支援関連機能や本格的な実験・実証のための機能導入を進め、産業拠点にふさわしい複合市街地の形成をめざす。

(2) 上位計画の位置付け

南渡田北地区

南渡田地区拠点整備基本計画(令和4年8月策定)



南渡田地区拠点整備基本計画

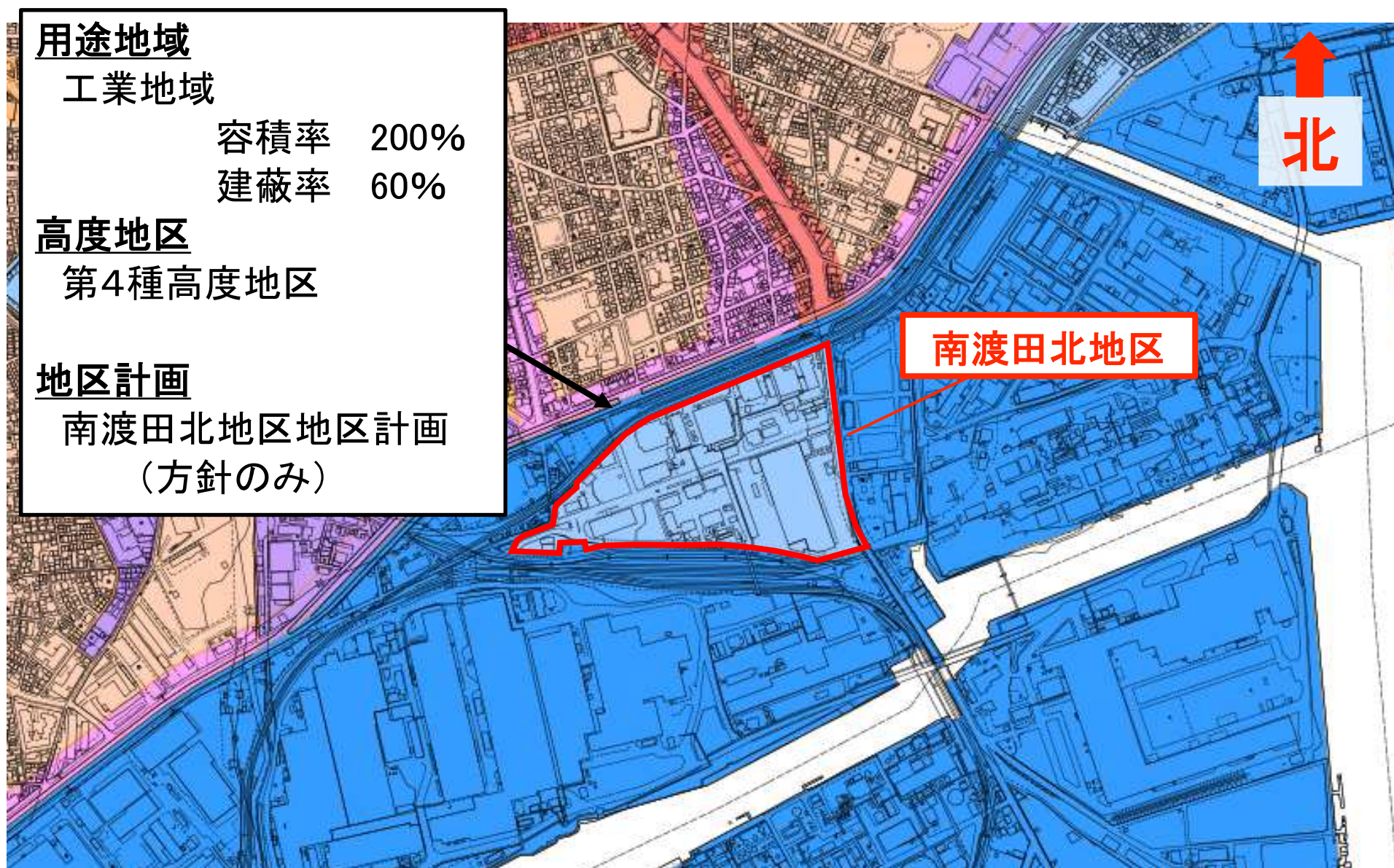
・南渡田地区の拠点形成コンセプトや土地利用、基盤整備の方向性等を示すもの

南渡田北地区は、

- ・拠点形成の核となる研究開発機能を中心とした集積を図り、「マテリアル(素材)から世界を変える産業拠点」として、拠点の顔となるにふさわしいまちづくりを推進する。
- ・就業環境を向上させる生活支援機能や憩い・交流機能、その他様々な産業支援機能などを複合的に導入し、拠点全体の価値向上等につながる賑わいや魅力の向上を図る。

(3) 地区の現状(用途地域等)

南渡田北地区



2 都市計画素案

- (1) 用途地域の変更**
- (2) 地区計画の変更**

2都市計画素案(概要)

南渡田北地区

現行

工業地域 容積率 200%



研究開発機能の集積
土地の高度利用

用途地域(容積率)を変更
工業地域 容積率 300%



産業拠点にふさわしい
土地利用の実現

地区計画を変更
基盤整備(道路、公園)や用途の制限、
容積率の最高限度、敷地面積の最低限
度など、建築物に関する制限を定める

(1) 用途地域の変更

用途地域とは

都市計画法に定める根幹的な都市計画で、**良好な市街地環境の形成**や都市における住居、商業、工業などの土地利用の適正な配置による**機能的な都市活動の確保**を目的としている。

第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第一種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
準工業地域
工業専用地域

第二種低層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第二種住居地域
田園住居地域
商業地域
工業地域

13
種類

※市内に田園住居地域の指定はありません。

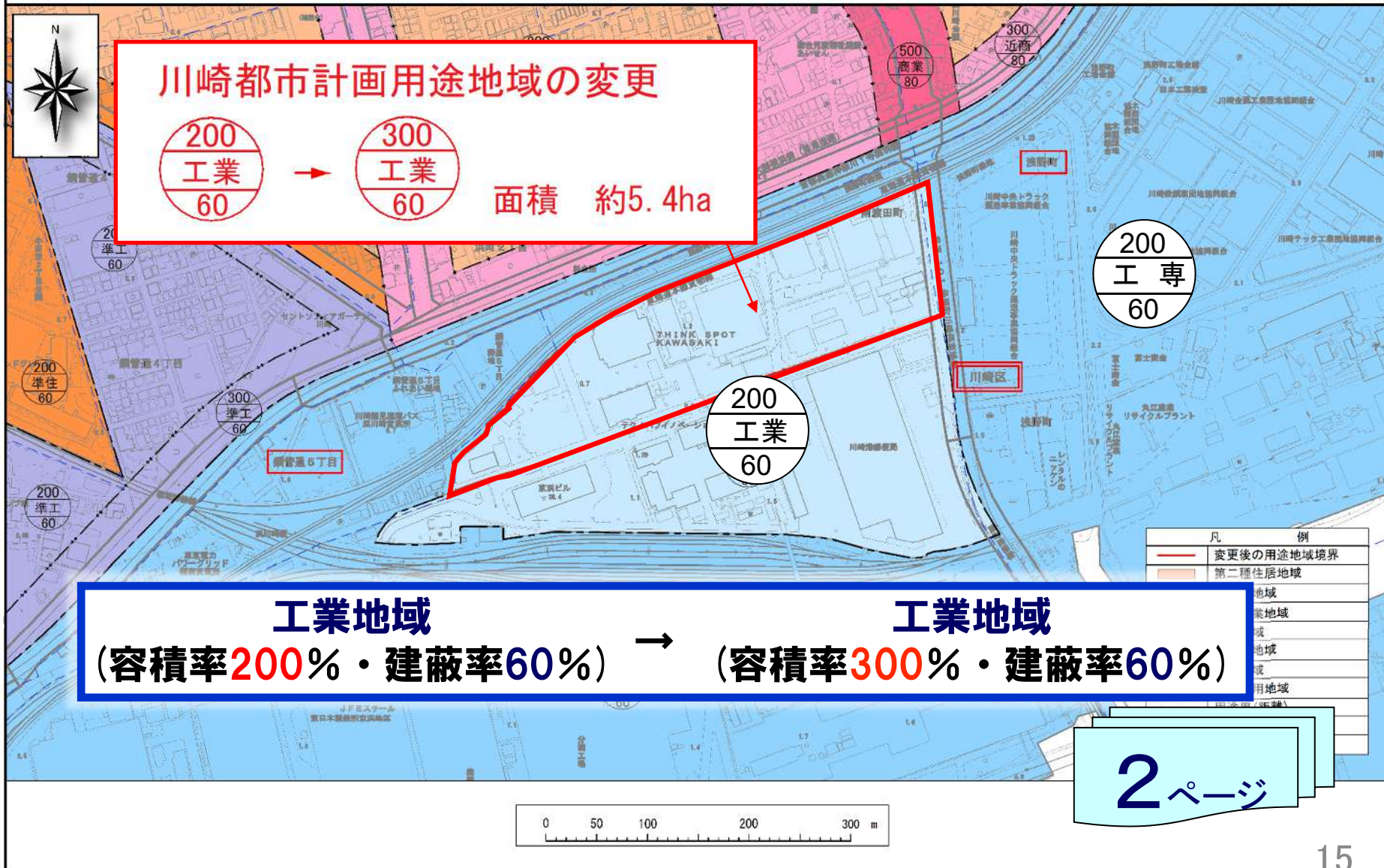
用途地域ごとに建築できる建築物を制限

(1) 用途地域の変更

南渡田北地区

川崎都市計画用途地域の変更 (南渡田北地区)

計画図 (素案)



地区計画制度

用途地域・都市施設

広域の土地利用を
調整・実現するもの

地区計画

街区単位できめ細かな
市街地像を実現するもの

関係権利者の意向を踏まえ、地区の特性にあったまちづくりを行うための制度

(3) 地区計画の変更

素案

川崎市計画地区計画の変更（川崎市決定）

川崎市計画素案南渡田北地区地区計画を次のように変更する。

名 称	南渡田北地区地区計画
位 置	川崎市川崎区南渡田町、浅野町及び鋼管通5丁目地内
面 積	約12.5ha
地区計画の目標	<p>川崎臨海部では、首都圏における地理的優位性や羽田空港との近接性などの優れたポテンシャルを活かし、既存産業の高度化・高付加価値化を促す研究開発機能や物流・ライフサイエンス分野など先端産業の集積、及びこれらを支える都市基盤整備や土地利用の誘導により、我が国の経済を牽引する活力ある都市拠点の形成を進めている。</p> <p>この川崎臨海部に位置する本地区は、「川崎市計画都市開発の方針」における2号市開発促進地区として、臨海部の産業の発展を先導する研究開発・業務管理等の機能を中心に、新産業拠点をふさわしい複合市街地の形成と交通結節点としての機能の強化をめざすこととしている。また、「川崎市計画マスタープラン川崎区構想」において、本地区を含む南渡田地区では、研究開発機能の集積を図り、オープンイノベーションを促進する交流機能をはじめとした産業支援関連施設や本格的な実験・検証のための施設導入を進め、産業拠点をふさわしい複合市街地の形成をめざすこととしている。</p> <p>このような位置づけがある中で、産業構造の変化による大規模な土地利用転換、コンピュータのカーボンニュートラル化、デジタル技術の進展など、川崎臨海部を取り巻く環境が大きく変化しており、我が国在野の産業拠点である川崎臨海部の一翼を担う南渡田地区では、革新的なマテリアルを生み出す研究開発機能の集積による産業拠点の形成が求められている。</p> <p>本計画は、南渡田地区における大規模な土地利用転換の機会を捉え、国際競争力の強化等に向けて、戦略的に研究開発機能等の導入を図るとともに、それらの機能を支える都市基盤を整備し、次世代の川崎臨海部を牽引する新産業拠点形成を推進することを目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全の方針	<p>本地区を3つの地区に区分し、それぞれの地区の特性に応じた適切かつ良好な土地利用を実現するため、土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>(1) A地区は、研究開発機能を中心に、高度技術を有する企業・研究人材の集積やオープンイノベーションの創出に資する交流機能、既存産業と親和性が高い流通、データ基盤など様々な産業支援機能を複合的に導入するとともに、道路、公園等の都市基盤を整備し、川崎臨海部を牽引する新産業拠点の形成を図る。この土地利用の実現に向けて、A-1地区においては、土地の高密度利用、有効利用により産業拠点形成の核となる研究開発機能及び交流機能の導入を図る。</p> <p>(2) B地区は、国際的な研究開発拠点の実現に向け、業務管理機能等の導入を図る。</p> <p>(3) C地区は、A地区における高度技術を有する企業・人材の集積に資する拠点としての更なる魅力や価値向上をめざし、C-1地区において主として就業のための居住機能、C-2地区において就業者等のための商業機能など利便機能の導入を図る。</p> <p>指定容積率より高い容積率を、C-2地区には指定容積率定め、区域内で容積を適正に配分することにより、周辺の影響を考慮しながら、地区全体としてのインベーション地区への効果波及、拠点全体の価値向上等につながる賑わいのふれる新産業拠点の形成を図る。</p>

3ページ

地区計画の名称

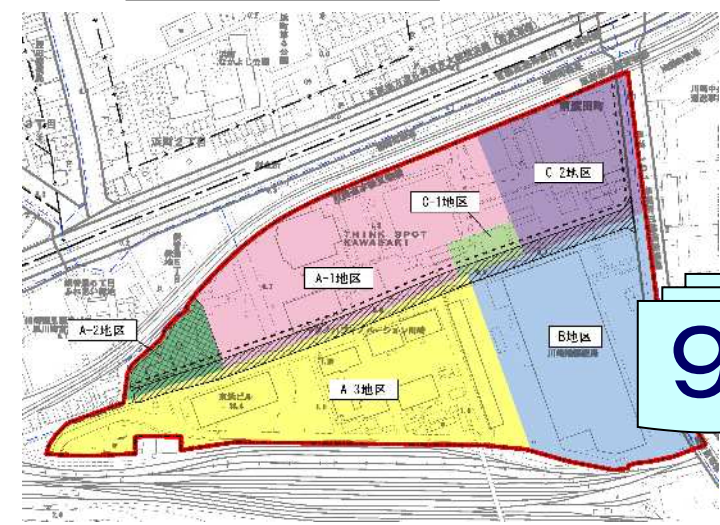
南渡田北地区地区計画

地区計画の位置

川崎市川崎区
南渡田町、浅野町及び
鋼管通5丁目地内

地区計画の面積

約12.5ha



9ページ

(3) 地区計画の変更

案

地区計画の目標

川崎都市計画地区計画の変更（川崎市決定）

川崎都市計画案南渡田北地区地区計画を次のように変更する。

名 称	南渡田北地区地区計画
位 置	川崎市川崎区南渡田町、澁野川及び澁野通5丁目地内
面 積	約12,051ha
地区計画の目標	<p>川崎臨海部では、首都圏における地理的優位性や羽田空港との近接性などの優れたポテンシャルを活かし、既存産業の高度化・高付加価値化を促す研究開発機能や物流・ライフサイエンス分野など先端産業の集積、及びこれらを支える都市基盤整備や土地利用の誘導により、我が国の経済を牽引する活力ある都市拠点の形成を進めている。</p> <p>この川崎臨海部に位置する本地区は、「川崎都市計画都市開発の方針」における2号開発促進地区として、臨海部の産業の発展を先導する研究開発・業務管理等の機能を中心に、新産業拠点をふさぎない複合市街地の形成と交通結節点としての機能の強化をめざすこととしている。また、「川崎都市計画マスタープラン川崎区構想」において、本地区を含む南渡田地区では、研究開発機能の集積を図り、オープンイノベーションを促進する交通機能をはじめとした産業支援関連機能や本格的な実業・実証のための施設導入を進め、産業拠点をふさぎない複合市街地の形成をめざしている。</p> <p>このように位置づけがある中で、産業構造の変化による大規模な土地利用転換、コンビナートのカーボンニュートラル化、デジタル技術の進展など、川崎臨海部を取り巻く環境は大きく変化しており、我が国全体の産業拠点である川崎臨海部の一翼を担う南渡田地区では、革新的なマテリアルを生み出す研究開発機能の集積による産業拠点の形成が求められている。</p> <p>本計画は、南渡田地区における大規模な土地利用転換の機会を捉え、国際競争力の強化等に向けて、戦略的に研究開発機能等の誘導を図るとともに、それらの機能を支える都市基盤を整備し、次世代の川崎臨海部を牽引する新産業拠点形成を推進することを目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全の方針	<p>本地区を3つの地区に区分し、それぞれ地区の特性に応じた適切な良好な土地利用を実現するため、土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>(1) A地区は、研究開発機能を中心に、高度技術を有する企業・研究人材の集積やオープンイノベーションの創出に資する交通機能、既存産業と親和性が高い物流、データ基盤など様々な産業支援機能を複合的に導入するとともに、道路、公園等の都市基盤を整備し、川崎臨海部を牽引する新産業拠点の形成を図る。この土地利用の実現に向けて、A-1地区においては、土地の高度利用、有効利用により産業拠点形成の核となる研究開発機能及び交通機能の導入を図る。</p> <p>(2) B地区は、国際的な研究開発拠点の実現に向け、業務管理機能等の導入を図る。</p> <p>(3) C地区は、A地区における高度技術を有する企業・人材の集積に資する拠点としての更なる魅力や価値向上をめざし、C-1地区において主として就業者のための居住機能、C-2地区において就業者等のための商業機能など活用機能の導入を図る。</p> <p>指定容積率より高い容積率を、C-2地区には指定容積率を定め、区域内で容積を適正に配分することにより、周辺の受ける影響を考慮しながら、地区全体としてのイノベーション周辺地区への効果波及、拠点全体の価値向上等につながる賑わいのある新産業拠点の形成を図る。</p>

3ページ

産業構造の変化による大規模な土地利用転換、コンビナートのカーボンニュートラル化、デジタル技術の進展など、川崎臨海部を取り巻く環境は大きく変化。革新的なマテリアルを生み出す研究開発機能の集積による産業拠点の形成が求められている。

南渡田地区における大規模な土地利用転換の機会を捉え、国際競争力の強化等に向けて、戦略的に研究開発機能等の誘導を図るとともに、それらの機能を支える都市基盤を整備し、次世代の川崎臨海部を牽引する新産業拠点形成を推進する。

(3) 地区計画の変更

土地利用の方針

素案

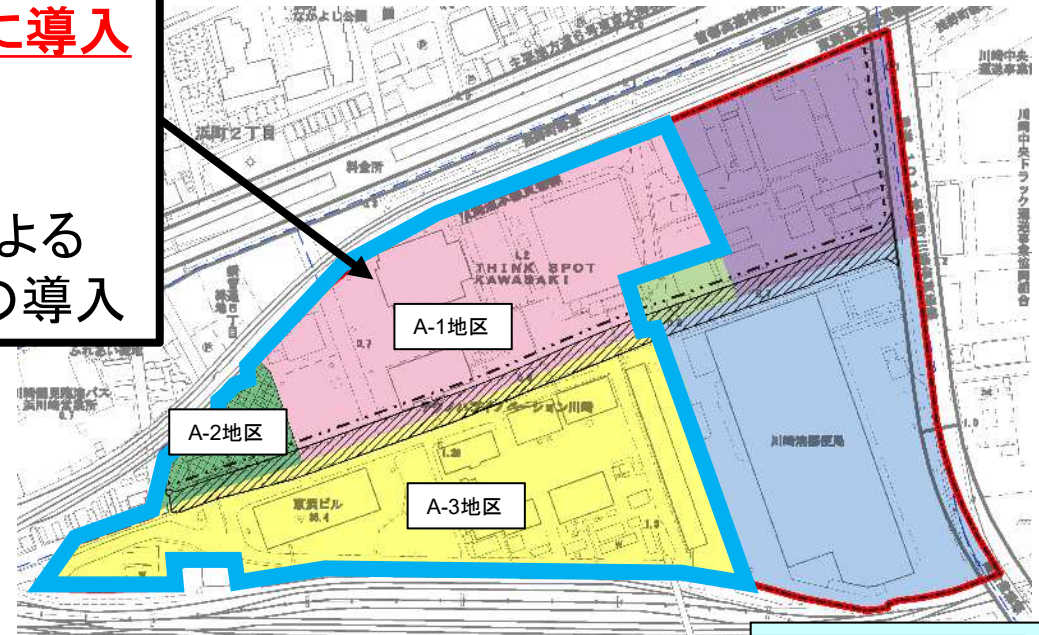
川崎都市計画南渡田北地区地区計画を次のように変更する。

(1) A地区

研究開発機能を中心に、高度技術を有する企業・研究人材の集積など
様々な産業支援機能を複合的に導入

A-1地区

土地の高度利用・有効利用による
研究開発機能及び交流機能の導入



区域の整備、開発及び保全の方針	<p>本地区を3つの地区に区分し、それぞれ地区の特性に応じた適切かつ良好な土地利用を実現するため、土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>(1) A地区は、研究開発機能を中心に、高度技術を有する企業・研究人材の集積やオープンイノベーションの創出に資する交流機能、既存産業と親和性が高い流通、データ基盤など様々な産業支援機能を複合的に導入するとともに、道路、公園等の都市機能を整備し、川崎臨海部を牽引する新産業拠点の形成を図る。この土地利用の実現に向けて、A-1地区においては、土地の高度利用、有効利用により産業拠点形成の核となる研究開発機能及び交流機能の導入を図る。</p> <p>(2) B地区は、国際的な研究開発拠点の実現に向け、業務管理機能等の導入を図る。</p> <p>(3) C地区は、A地区における高度技術を有する企業・人材の集積に資する拠点としての更なる魅力や価値向上をめざし、C-1地区において主として就業者のための居住機能、C-2地区において就業者等のための商業機能などを中心とした生活利便機能の導入を図る。</p> <p>(4) A-1地区には指定容積率より高い容積率を、C-2地区には指定容積率より低い容積率を定め、区域内で容積を適切に配分することにより、周辺の市街地環境へ与える影響を考慮しながら、地区全体としてのインベーションの創出、臨海部周辺地区への効果波及、拠点全体の価値向上等につながる賑わいや魅力がもたらされる新産業拠点の形成を図る。</p>
	<p>土地利用の方針</p>

3ページ

9ページ

(3) 地区計画の変更

土地利用の方針

素案

川崎都市計画南渡田北地区地区計画を次のように変更する。

名称	南渡田北地区地区計画
位置	川崎市川崎区南渡田町、澁野川及び澁野通5丁目地内
面積	約12.5ha
	川崎臨海部では、首都圏における地理的優位性や羽田空港との近接性などの

(2) B地区

国際的な研究開発拠点の実現に向け、**業務管理機能等**の導入

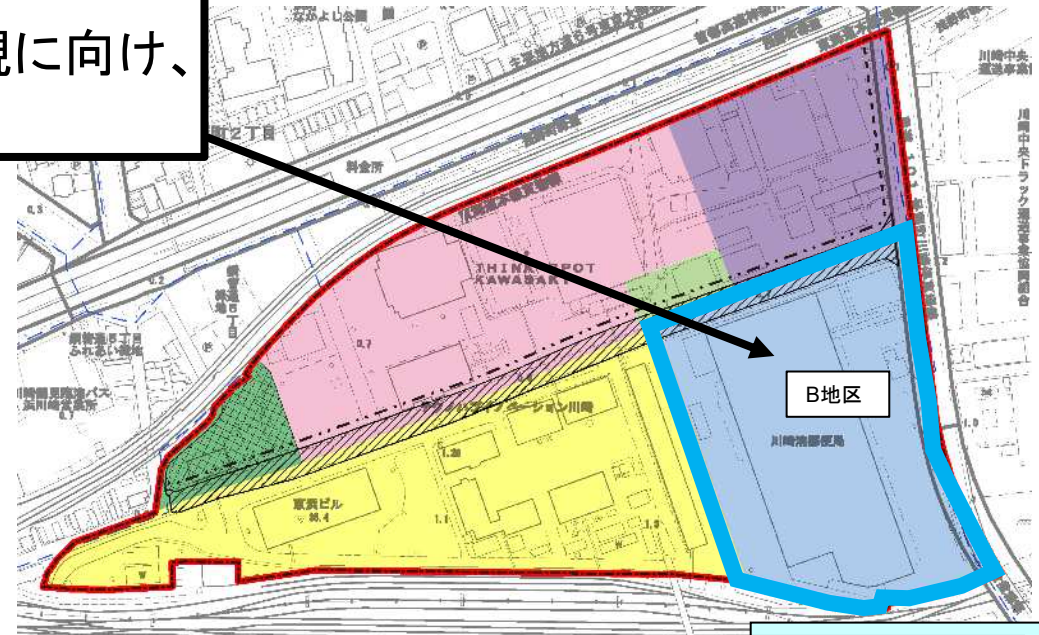
にふさわしい複合市街地の形成をめざすこととしている。

このようが位置づけがある中で、産業構造の変化による大規模な土地利用転換、コンピュータのカーボンニュートラル化、デジタル技術の進展など、川崎臨海部を取り巻く環境は大きく変化しており、我が国有数の産業拠点である川崎臨海部の一翼を担う南渡田地区では、革新的なマテリアルを生み出す研究開発機能の泉源による産業拠点の形成が求められている。

本計画は、南渡田地区における大規模な土地利用転換の機会を捉え、国際競争力の強化等に向けて、戦略的に研究開発機能等の導入を図るとともに、それらの機能を支える都市基盤を整備し、次世代の川崎臨海部を牽引する新産業拠点形成を推進することを目標とする。

本地区を3つの地区に区分し、それぞれ地区の特性に応じた適切かつ良好な土地利用を実現するため、土地利用の方針を次のように定める。

- (1) A地区は、研究開発機能を中心に、高度技術を有する企業・研究人材の集積やマンパワー・インベーションの創出に資する交流機能、既存産業と親和性が高い流通、データ基盤など様々な産業支援機能を複合的に導入するとともに、公園、公園等の都市機能を整備し、川崎臨海部を牽引する新産業拠点の形成を図る。この土地利用の実現に向けて、A-1地区においては、土地の高度利用、有効利用により産業拠点形成の核となる研究開発機能及び交流機能の導入を図る。
- (2) B地区は、国際的な研究開発拠点の実現に向け、業務管理機能等の導入を図る。
- (3) C地区は、A地区における高度技術を有する企業・人材の集積に資する拠点としての更なる魅力や価値向上をめざし、C-1地区において主として就業者のための居住機能、C-2地区において就業者等のための商業機能などを中心とした生活利便機能の導入を図る。
- (4) A-1地区には指定容積率より高い容積率を、C-2地区には指定容積率より低い容積率を定め、区域内で容積を適切に配分することにより、周辺の市街地環境へ与える影響を考慮しながら、地区全体としてのインベーションの創出、臨海部周辺地区への効果波及、拠点全体の価値向上等につながる賑わいや魅力にあふれる新産業拠点の形成を図る。



3ページ

9ページ

区域の整備、開発及び保全の方針

土地利用の方針

(3) 地区計画の変更

土地利用の方針

素案

(3) C地区

A地区における高度技術を有する企業・人材の集積に資する拠点としての魅力・価値向上

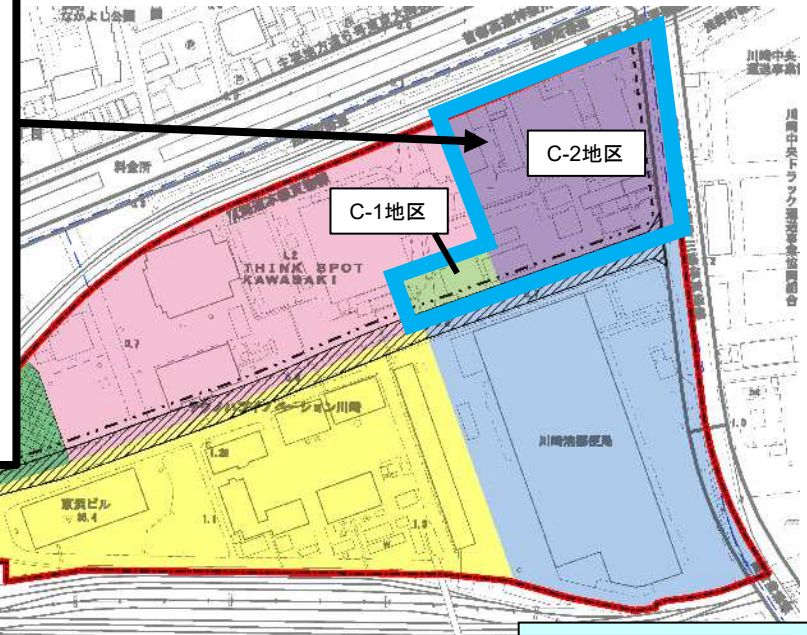
C-1地区

就業者のための**居住機能**

C-2地区

就業者等のための**商業機能**

などを中心とした**生活利便機能**の導入



区域の整備、開発及び保全の方針

土地利用の方針

積交・オープンインベションの創出に資する交通機能、既存商業と親和性が高い流通、データ基盤など様々な産業支援機能を複合的に導入するとともに、道路、公園等の都市機能を整備し、川崎臨海部を牽引する新産業拠点の形成を図る。この土地利用の実現に向けて、A-1地区においては、土地の高度利用、有効利用により産業拠点形成の核となる研究開発機能及び交流機能の導入を図る。

(2) B地区は、国際的な研究開発拠点の実現に向け、業務管理機能等の導入を図る。

(3) C地区は、A地区における高度技術を有する企業・人材の集積に資する拠点としての更なる魅力・価値向上をめざし、C-1地区において主として就業者のための居住機能、C-2地区において就業者等のための商業機能などを中心とした生活利便機能の導入を図る。

(4) A-1地区には指定容積率より高い容積率を、C-2地区には指定容積率より低い容積率を定め、区域内で容積を適切に配分することにより、周辺の市街地環境へ与える影響を考慮しながら、地区全体としてのインベションの創出、臨海部周辺地区への効果波及、拠点全体の価値向上等につながる魅力・価値があふれる新産業拠点の形成を図る。

3ページ

9ページ

(3) 地区計画の変更

土地利用の方針

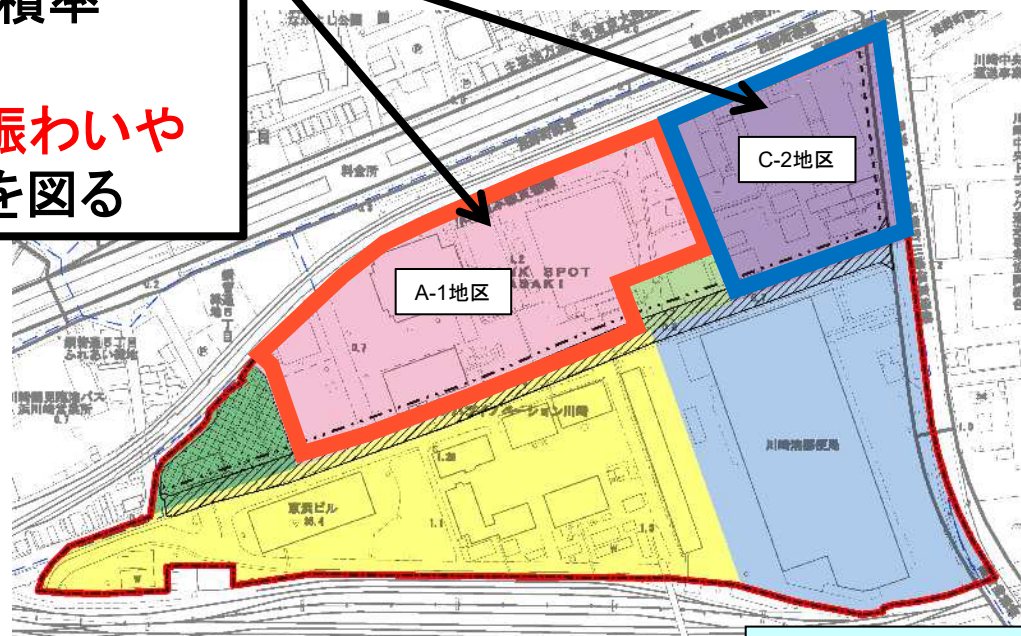
素案

(4) 区域内で容積を適正に配分

A-1地区: 指定容積率より**高い**容積率

C-2地区: 指定容積率より**低い**容積率

拠点全体の価値向上等につながる賑わいや魅力にあふれる新産業拠点の形成を図る



区域の整備、開発及び保全の方針	<p>臨海部を取り巻く北地区及び南地区が、我が国最大の産業拠点である川崎臨海部の一翼を担う南渡田地区では、高質なマテリアルを生み出す研究開発機能の集積による産業拠点の形成が求められている。</p> <p>本計画は、南渡田地区における大規模な土地利用転換の機会を捉え、国際競争力の強化等に向けて、戦略的に研究開発機能等の導入を図るとともに、それらの機能を支える都市基礎を整備し、次世代の川崎臨海部を牽引する新産業拠点形成を推進することを目標とする。</p>
	<p>本地区を3つの地区に区分し、それぞれ地区の特性に応じた適切な良好な土地利用を実現するため、土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>(1) A地区は、研究開発機能を中心に、高度技術を有する企業・研究人材の集積やマンパワー・インベーションの創出に資する交通機能、既存商業と親和性が高い流通、データ基盤など様々な産業支援機能を複合的に導入するとともに、道路、公園等の都市基盤を整備し、川崎臨海部を牽引する新産業拠点の形成を図る。この土地利用の実現に向けて、A-1地区においては、土地の高度利用、有効利用により産業拠点形成の核となる研究開発機能及び交流機能の導入を図る。</p> <p>(2) B地区は、国際的な研究開発拠点の実現に向け、業務管理機能等の導入を図る。</p> <p>(3) C地区は、A地区における高度技術を有する企業・人材の集積に資する拠点としての更なる魅力や価値向上をめざし、C-1地区において主として就業者のための居住機能、C-2地区において就業者等のための商業機能などを中心とした生活利便機能の導入を図る。</p> <p>(4) A-1地区には指定容積率より高い容積率を、C-2地区には指定容積率より低い容積率を定め、区域内で容積を適正に配分することにより、周辺の市街地環境へ与える影響を考慮しながら、地区全体としてのインベーションの創出、臨海部周辺地区への効果波及、拠点全体の価値向上等につながる賑わいや魅力にあふれる新産業拠点の形成を図る。</p>

3ページ

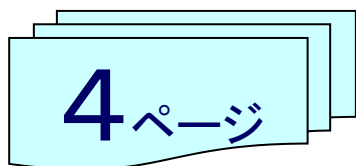
9ページ

(3) 地区計画の変更

地区施設の整備の方針

区域の整備 開発及び保全の方針	地区施設の整備の方針	<p>新産業拠点にふさわしい良好な市街地環境の形成を図るため、地区施設の整備の方針を次のように定める。</p> <p>(1) 地区内の交通を円滑に処理するとともに、安全・安心な歩行者空間を確保し、駅や周辺市街地との回遊性や連続性を生み出すため、区画道路を整備する。</p> <p>(2) 地区内における賑わいや憩い、地域交流の促進、地域防災力の強化に資する公園を適正な位置に整備する。</p> <p>(3) 地区施設については、その機能が損なわれないよう適切に維持及び保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>新産業拠点にふさわしい良好な市街地環境の形成を図るため、建築物等の整備の方針を次のように定める。</p> <p>(1) 土地利用の方針に沿った建築物の整備を誘導するため、地区の特性に応じて、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限について必要な基準を定める。</p> <p>(2) 建築物の配置及びデザイン並びに敷地内の計画的な緑化などの工夫により、良好な景観形成に配慮する。</p> <p>(3) 災害時における就業者や来街者の避難が可能となるスペースの整備により、防災機能の強化を図る。</p>

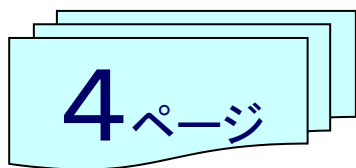
- (1) **地区内の交通を円滑に処理するとともに、安全・安心な歩行者空間を確保し、駅や周辺市街地との回遊性や連続性を生み出すため、区画道路を整備**
- (2) **地区内における賑わいや憩い、地域交流の促進、地域防災力の強化に資する公園を適正な位置に整備**
- (3) **地区施設については、その機能が損なわれないよう適切に維持及び保全を図る**



(3) 地区計画の変更

建築物等の整備の方針

区域の整備 開発及び保全の方針	地区施設の 整備の方針	<p>新産業拠点にふさわしい良好な市街地環境の形成を図るため、地区施設の整備の方針を次のように定める。</p> <p>(1) 地区内の交通を円滑に処理するとともに、安全・安心な歩行者空間を確保し、駅や周辺市街地との回遊性や連続性を生み出すため、区画道路を整備する。</p> <p>(2) 地区内における賑わいや憩い、地域交流の促進、地域防災力の強化に資する公園を適正な位置に整備する。</p> <p>(3) 地区施設については、その機能が損なわれないよう適切に維持及び保全を図る。</p>
	建築物等の 整備の方針	<p>新産業拠点にふさわしい良好な市街地環境の形成を図るため、建築物等の整備の方針を次のように定める。</p> <p>(1) 土地利用の方針に沿った建築物の整備を誘導するため、地区の特性に応じて、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限について必要な基準を定める。</p> <p>(2) 建築物の配置及びデザイン並びに敷地内の計画的な緑化などの工夫により、良好な景観形成に配慮する。</p> <p>(3) 災害時における就業者や来街者の避難が可能となるスペースの整備により、防災機能の強化を図る。</p>



- (1) 土地利用の方針に沿った建築物の整備を誘導するため、**建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、敷地面積の最低限度等**の制限について必要な基準を定める
- (2) **建築物の配置及びデザイン**並びに敷地内の**計画的な緑化**などの工夫により、**良好な景観形成に配慮する**
- (3) 災害時における**就業者や来街者の避難が可能となるスペース**の整備により、**防災機能の強化を図る**

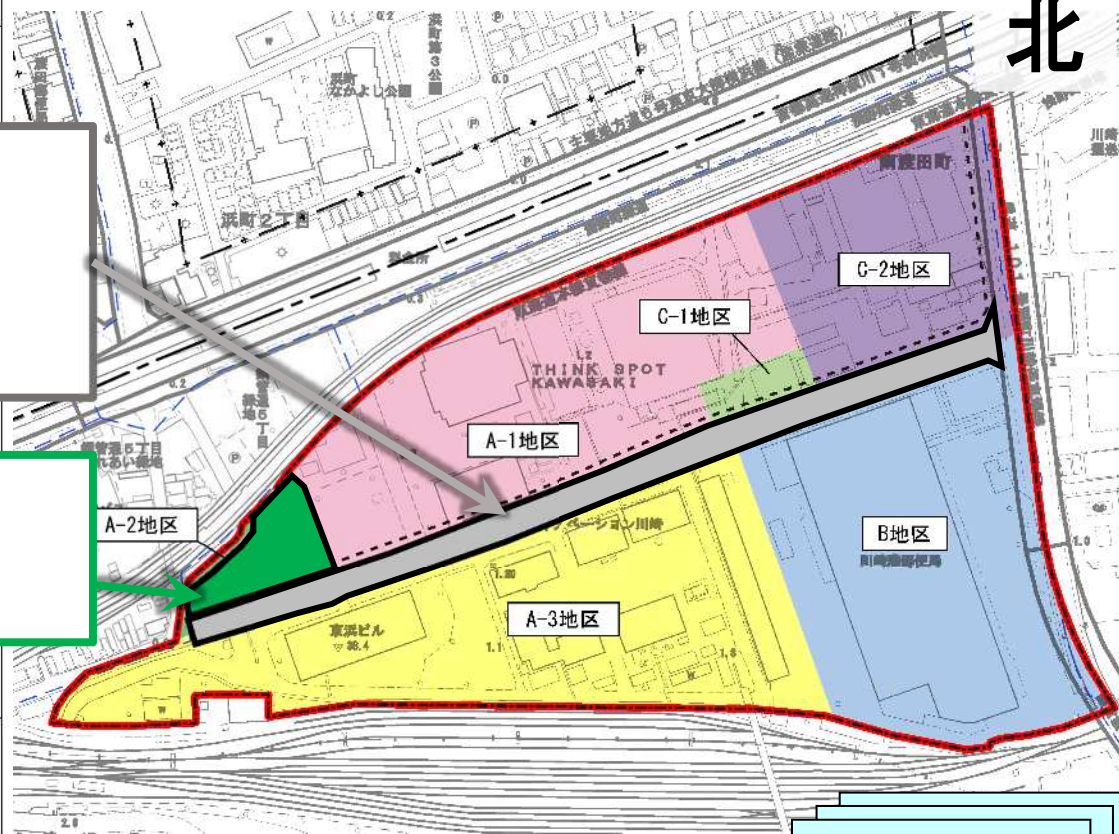
(3) 地区計画の変更

地区施設の配置及び規模



北

地区施設の配置及び規模		区画道路 (幅員 13~17 m 延長 約 530 m) 公園 (面積 約 3,300 m ²)		
地区区分	地区の名称	A-1地区	A-2地区	A-3地区
	地区の面積	約3.1 ha	約0.4 ha	約3.8 ha
次に掲げる建築物は建築してはならない (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これら				
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>区画道路 幅員 13~17 m 延長 約 530 m</p> </div>				
<div style="border: 2px solid green; padding: 5px;"> <p>公園 面積 約3,300m²</p> </div>				
容積率の最低限度	ただし、公衆便所、遊歩派出所その他これらに類する公益上必要な建築物を除く	-	-	-
建築物の敷地面積の最低限度	2,500㎡ ただし、公衆便所、遊歩派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地については適用しない	-	-	-



5ページ

9ページ

(3) 地区計画の変更

用途の制限(A-1地区)

地区施設 の位置及び規模	区画道路 (幅員 1.3~1.7 m 延長 約 530 m) 公園 (面積 約 3,300 m ²)		
地区の区分	A-1地区	A-2地区	A-3地区
地区の面積	約3.1 ha	約0.4 ha	約3.8 ha
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 公衆浴場 (6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8) 自動車教習所 (9) マージャン屋、ぱちんこ屋、競馬投票券発売所、競馬場その他これらに類するもの (10) カラオケボックスその他これらに類するもの (11) 倉庫業を営む倉庫		

地区整備計画 建築物等に関する事項

5ページ

A-1地区

9ページ

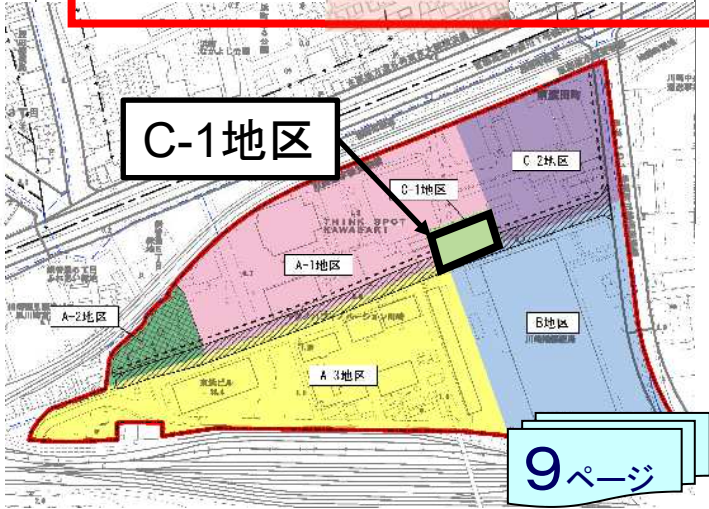
工業地域で建築できる主な用途	地区計画制限
住宅	×
住宅で事務所、店舗などを兼ねるもの	×
共同住宅	×
事務所等	○
工場	○
店舗、飲食店等(10,000㎡以下)	○(1,500㎡以下)
神社、寺院、教会等	○
老人ホーム、福祉ホーム	×
公衆浴場	×
老人福祉センター・児童厚生施設	×
自動車教習所	×
マージャン屋、ぱちんこ屋等	×
畜舎	○
カラオケボックス	×
倉庫業を営む倉庫	×

(3) 地区計画の変更

用途の制限(C-1地区)

地区の名称	B地区	C-1地区	C-2地区
地区の面積	約 3.3 ha	約 0.2 ha	約 1.7 ha
次に掲げる建築物は建築してはならない。		次に掲げる建築物以外のものに建築してはならない。	次に掲げる建築物以外のものに建築してはならない。
(1) 住宅		(1) 住宅	(1) 図書館、博物館その他これらに類するもの
(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの		(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	(2) 保育園
(3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの		(3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	(3) 診療所
(4) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの		(4) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	(4) 店舗、教会店その他これらに類するもの
(5) 公衆浴場		(5) 公衆浴場	(5) 自衛隊
(6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの		(6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	(6) 事務所
(7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの		(7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	(7) 工場
(8) 自動車教習所		(8) 自動車教習所	(8) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
(9) 畜舎		(9) 畜舎	(9) 倉庫(床面積の合計が150平方メートル以内のもの)
(10) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの		(10) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	(10) 倉庫(倉庫業を営むものを除く。)
(11) カラオケボックス		(11) カラオケボックス	(11) 宗廟、神社又は祭祀に供するもの
			(12) 遊楽用、公衆浴場その他これらに類する公益上必要な建築物
			(13) 前各号の建築物に附属するもの

7ページ



9ページ

工業地域で建築できる主な用途	地区計画制限
住宅	×
住宅で事務所、店舗などを兼ねるもの	×
共同住宅	○
事務所等	○
工場	○
店舗、飲食店等(10,000㎡以下)	○(500㎡以下)
神社、寺院、教会等	×
老人ホーム、福祉ホーム	×
公衆浴場	×
老人福祉センター・児童厚生施設	×
自動車教習所	×
マージャン屋、ぱちんこ屋等	×
畜舎	×
カラオケボックス	×
倉庫業を営む倉庫	×

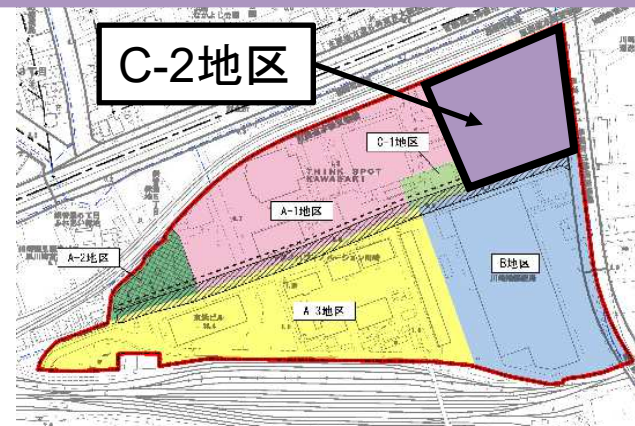
(3) 地区計画の変更

地区の区分	地区の名称	B地区	C-1地区	C-2地区
		地区の面積	約 3.3 ha	約 0.2 ha
地区整備計画	建築物等の用途の制限	—	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(4) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(5) 公衆浴場</p> <p>(6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</p> <p>(7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(8) 自動車教習所</p> <p>(9) 畜舎</p> <p>(10) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(11) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(12) 倉庫業を営む倉庫</p>	<p>次に掲げる建築物以外のものは建築してはならない。</p> <p>(1) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(2) 保育所</p> <p>(3) 診療所</p> <p>(4) 店舗、飲食店その他これらに類するもの</p> <p>(5) 自動車車庫</p> <p>(6) 事務所</p> <p>(7) 工場</p> <p>(8) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>(9) 畜舎で床面積の合計が150平方メートル以内のもの</p> <p>(10) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）</p> <p>(11) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(12) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(13) 前各号の建築物に附属するもの</p>
	建築物等のに関する事項	—	—	10分の10
	建築物の容積率の最高限度	—	—	1,000㎡
				ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地にあつては適用しない。

用途の制限(C-2地区)

建築できる用途

- ・図書館、博物館
- ・保育所
- ・診療所
- ・店舗、飲食店
- ・自動車車庫
- ・事務所
- ・工場
- ・ボーリング場、スケート場、水泳場
- ・畜舎で床面積150㎡以内のもの
- ・倉庫(倉庫業を営むものを除く)
- ・危険物の貯蔵または処理に供するもの
- ・巡査派出所、公衆電話所



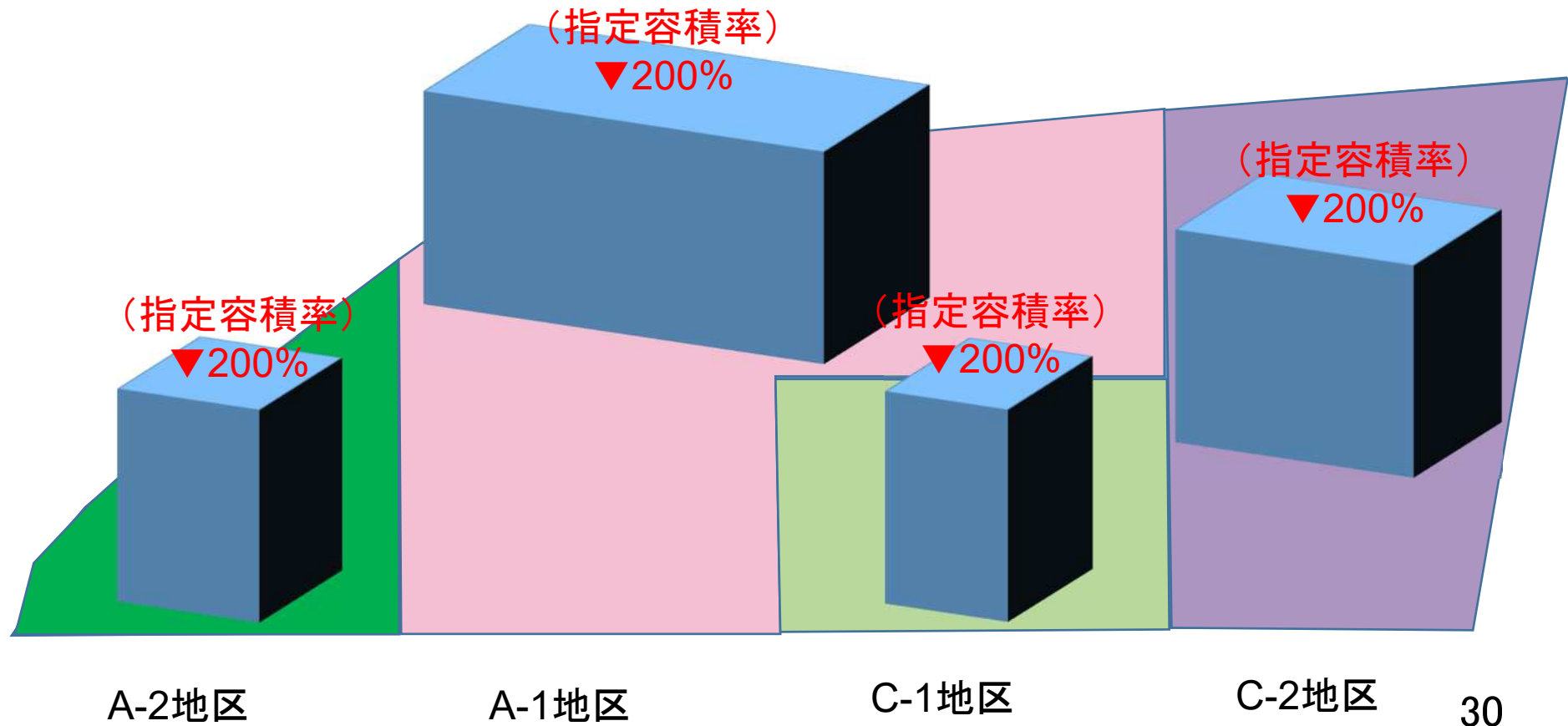
9ページ

7ページ

(3) 地区計画の変更

(建築物の容積率の最高限度)

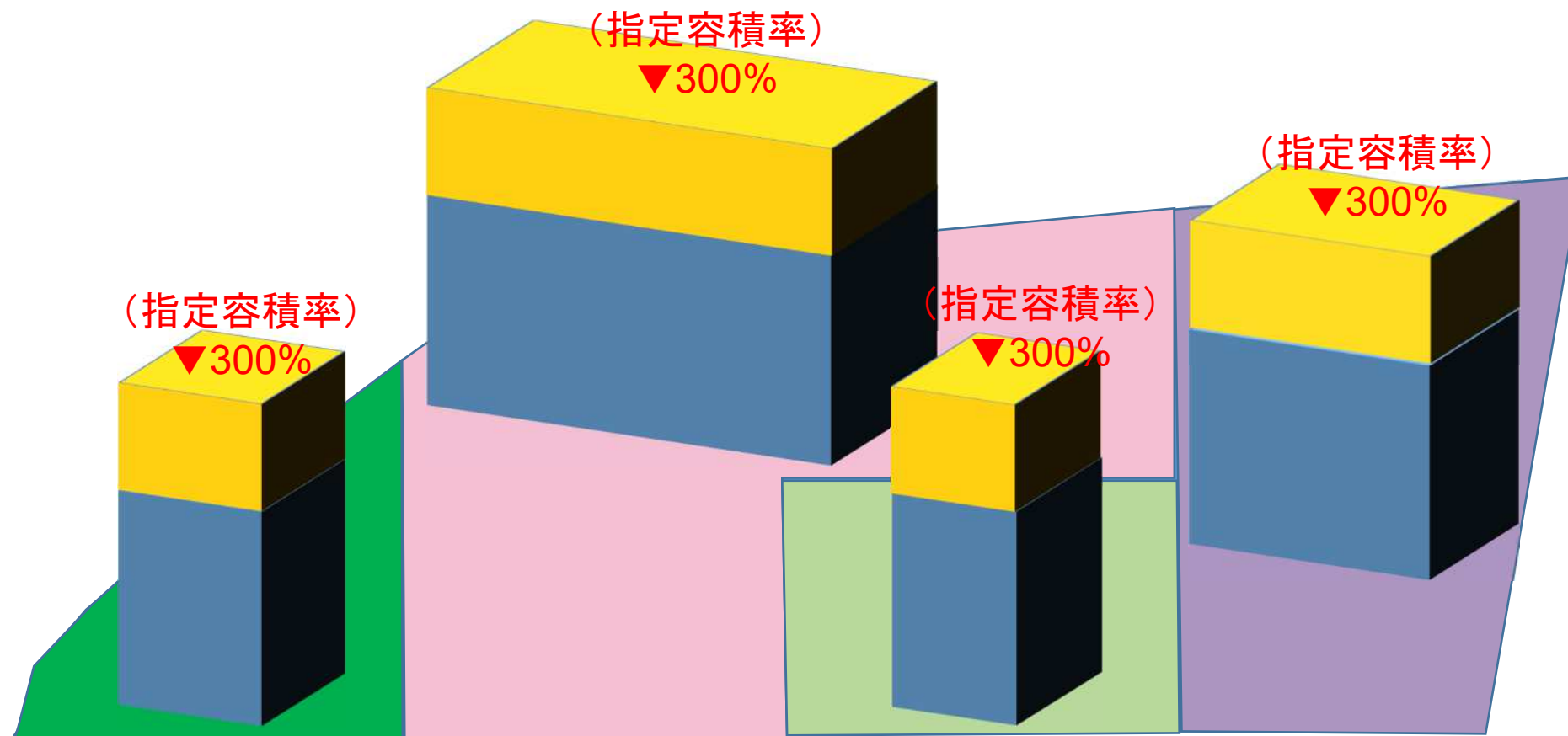
～現在の容積率(イメージ)～



(3) 地区計画の変更

(建築物の容積率の最高限度)

～容積適正配分前(用途地域変更後)(イメージ)～



A-2地区

A-1地区

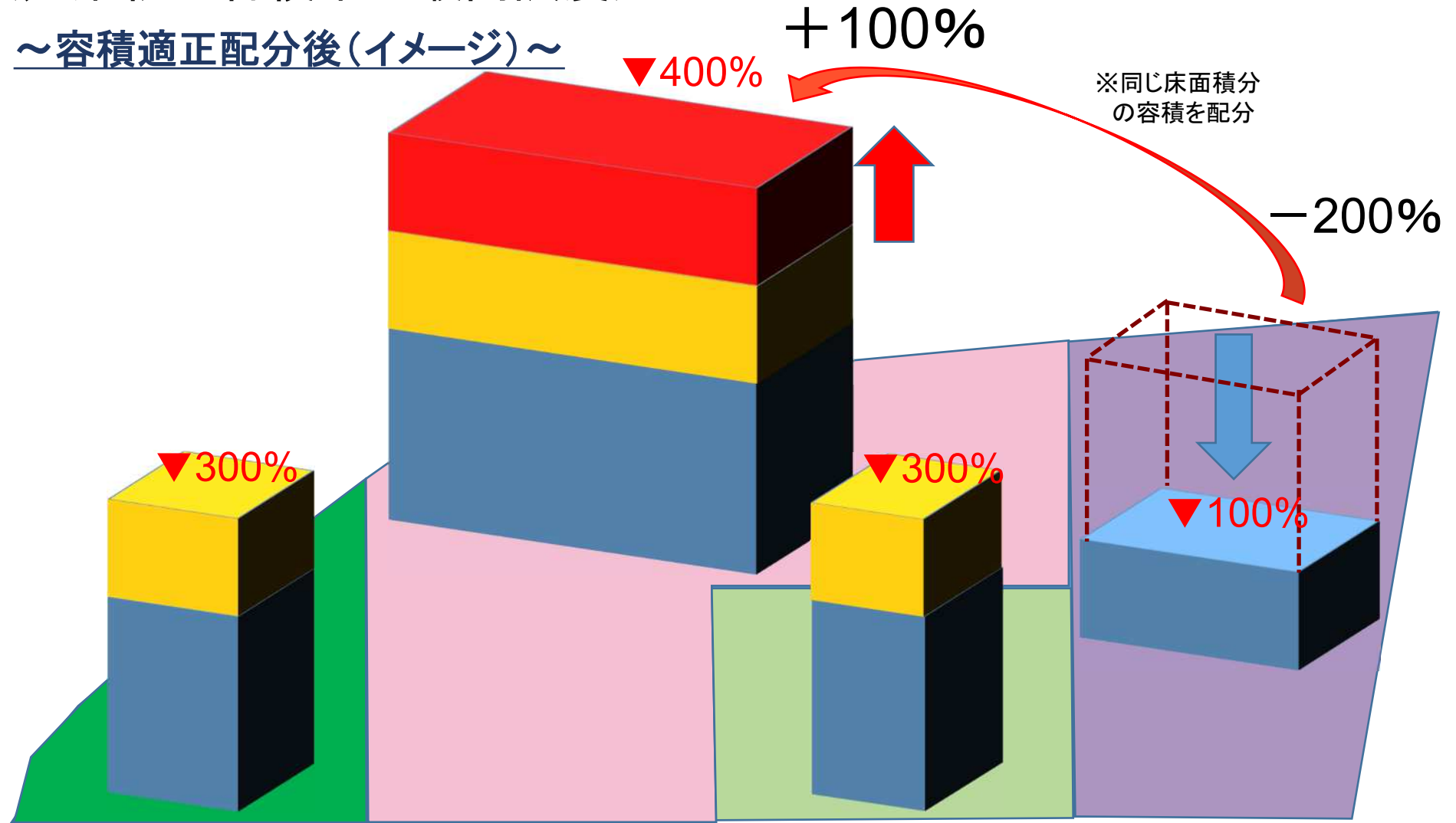
C-1地区

C-2地区

(3) 地区計画の変更

(建築物の容積率の最高限度)

～容積適正配分後(イメージ)～



A-2地区

A-1地区

C-1地区

C-2地区

(3) 地区計画の変更

地区施設の配置及び規模		区画道路 (幅員 13~17 m 延長 約 530 m) 公園 (面積 約 3,300 m ²)		
地区の区画	地区の名称	A 1地区	A 2地区	A 3地区
	地区の			

建築物の容積率の最低限度

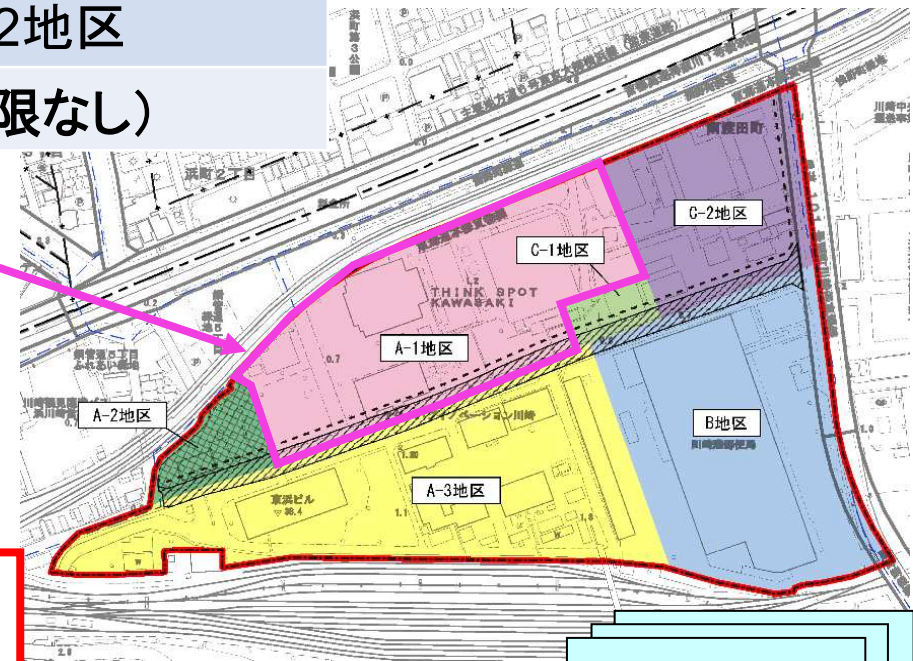
A-1地区

200%

A-2地区、A-3地区、B地区
C-1地区、C-2地区

—(制限なし)

地区整備計画	建築物等に関する事項	供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8) 自動車教習所 (9) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外券売場その他これらに類するもの (10) カラオケボックスその他これらに類するもの (11) 倉庫業を営む倉庫	-	-
	建築物の容積率の最高限度	10分の40	-	-
	建築物の容積率の最低限度	10分の20 ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物を除く	-	-
	建築物の敷地の最低限度	2,500m ² ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地によっては適用しない。	-	-

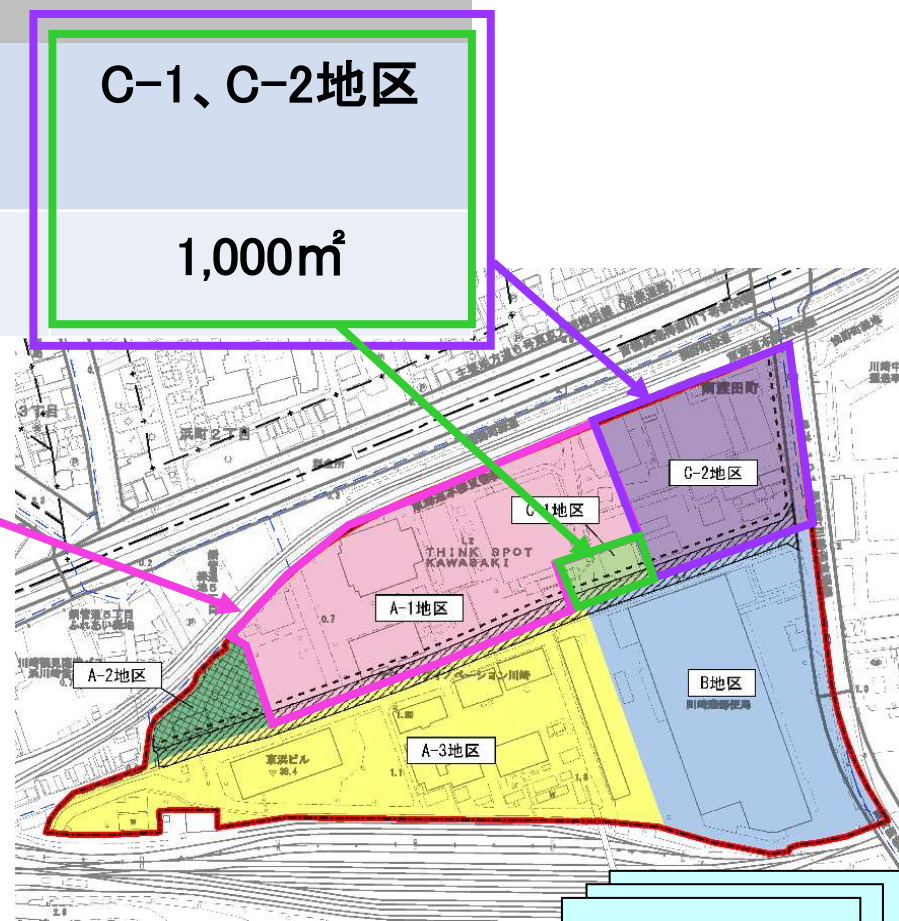


5ページ

9ページ

(3) 地区計画の変更

地区施設の		区画道路 (幅員 1.3~1.7 m 延長 約 530 m)
建築物の敷地面積の最低限度		
A-1地区		A-2、A-3地区 B地区
2,500㎡		—(制限なし)
C-1、C-2地区		1,000㎡
地区整備計画	建築物等の用途の制限	(5) 公衆浴場 (6) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (8) 自動車教習所 (9) マージャン屋、はちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (10) カラオケボックスその他これらに類するもの (11) 倉庫業を営む倉庫
	建築物の容積率の上限	10分の40
	建築物の容積率の下限	10分の20
	建築物の敷地面積の最低限度	ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物を除く
建築物の敷地面積の最低限度	2,500㎡	ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地にあつては適用しない。

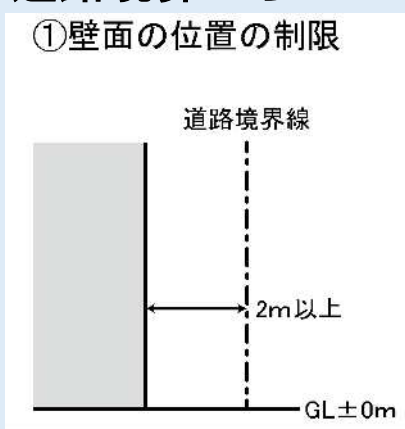


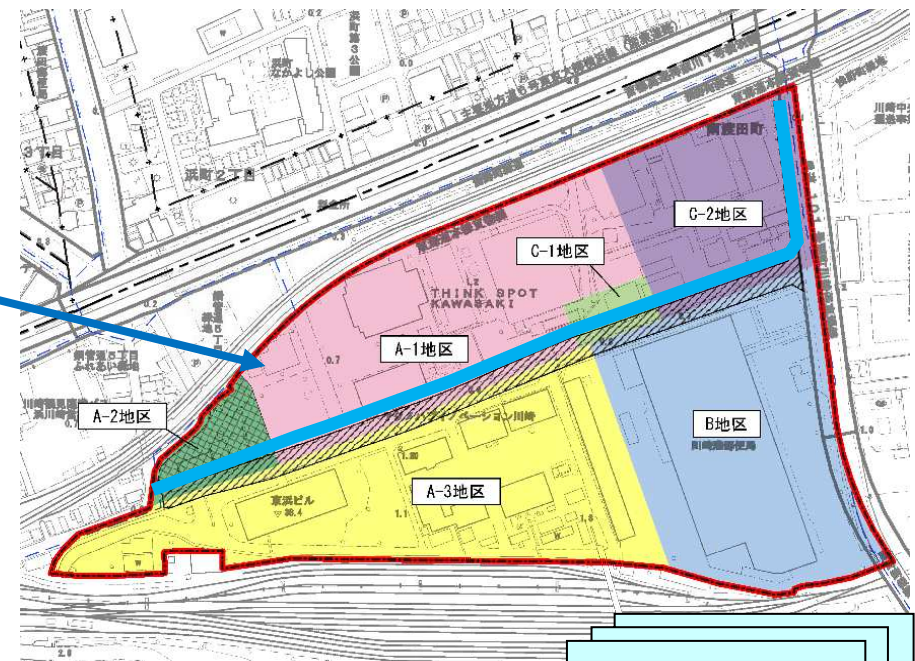
5・7ページ

9ページ

(3) 地区計画の変更

壁面の位置の制限

	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。</p> <p>(1) 地盤面下に設けられる建築物又は建築物の部分</p> <p>(2) 道路上空に設けられる横断歩道橋又は渡り廊下と一体となる歩廊又は渡り廊下の用に供する建築物の部分</p> <p>(3) 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分</p>	
<p>建築物等に関する事項</p> <p>地区整備計画</p>	<p>A-1地区、A-2地区 C-1地区、C-2地区</p> <p>道路境界から 2m</p> <p>①壁面の位置の制限</p>  <p>5 道路境界部を中心に積極的な緑化に努め、緑豊かなゆとりのある景観を形成する。</p>	



6・8ページ

9ページ

(3) 地区計画の変更

建築物の高さの最高限度

A-1、A-2地区
A-3、B地区

C-1地区

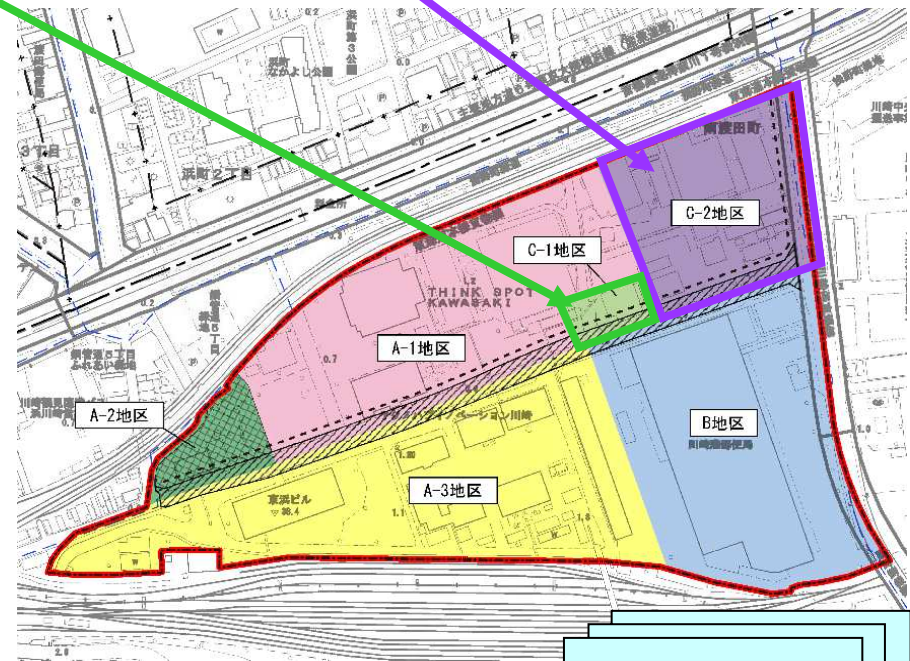
C-2地区

—(制限なし)

30m

20m

建築物等の高さの最高限度	30m	20m
	ただし、階段室、昇降機室、装飾塔、物見塔、煙突その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のときは、その部分の高さは、1.2mを限度として算入しない。	
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>1 建築物等の外観に使用する色彩は、マンセル表色系（日本産業規格に定める色の表示方法）で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、建築物等の外観の各面の面積のうち5分の1未満の面積で使用される色彩又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩については、この限りでない。</p> <p>(1) 彩度2以下 (2) 色相0Rから9、9Rの範囲であり、彩度4以下 (3) 色相0YRから9、9YRの範囲であり、彩度6以下 (4) 色相0Yから4、9Yの範囲であり、彩度6以下 (5) 色相5、0Yから9、9Yの範囲であり、彩度4以下</p> <p>2 建築物の上部を利用する屋外広告物は、設置しないこと。</p> <p>3 臨海部の夜間景観を考慮し、それぞれの施設の特徴を活かしながら、街なかに調和する照別計画をおこなう。</p> <p>4 歩行者が安心して通行できるよう、敷地内緑地をつくらぬよう配慮する。</p> <p>5 道路境界部を中心に積極的な緑化に努め、緑豊かなゆとりのある景観を形成する。</p>	



8ページ

9ページ

〔図〕 整備計画の区域、地区の区分、地区施設の配置及び整備の位置の制限は計画図表示のとおり

(3) 地区計画の変更

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

6・8ページ

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	-		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。</p> <p>(1) 地盤面下に設けられる建築物又は建築物の部分</p> <p>(2) 道路上空に設けられる横断歩道橋又は渡り廊下と一体となる歩廊又は渡り廊下の用に供する建築物の部分</p> <p>(3) 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分</p>
		建築物等の高さの最高限度	30m	20m	<p>ただし、階段室、昇降機塔、裝飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のときは、その部分の高さは、1.2mを限度として算入しない。</p>
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	-		

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

- 建築物等の外観の色彩
- 屋外広告物
- 照明
- 緑

〔区域、地区整備計画の区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり〕

(3) 地区計画の変更

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

6・8ページ

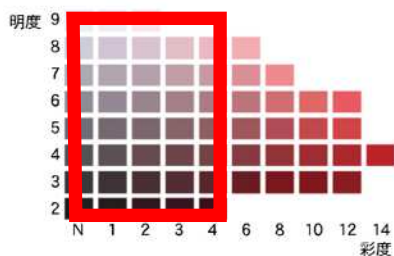
地区整備計画

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	—	(3) 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分
		3.0m 2.0m
ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のときは、その部分の高さは、1.2mを限度として算入しない。		
1 建築物等の外観に使用する色彩は、マンセル表色系（日本産業規格に定める色の表示方法）で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、建築物等の外観の各面の面積のうち5分の1未満の面積で使用される色彩又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩については、この限りでない。 (1) 彩度2以下 (2) 色相ORから9.9Rの範囲であり、彩度4以下 (3) 色相OYRから9.9YRの範囲であり、彩度6以下 (4) 色相OYから4.9Yの範囲であり、彩度6以下 (5) 色相5.0Yから9.9Yの範囲であり、彩度4以下 2 建築物の上部を利用する屋外広告物は、設置しないこと。		

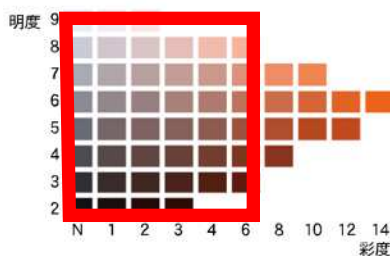
【建築物等の外観の色彩】

あざやかさを抑えた色彩

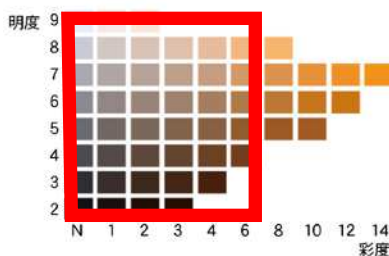
OR~9.9R



OYR~4.9YR



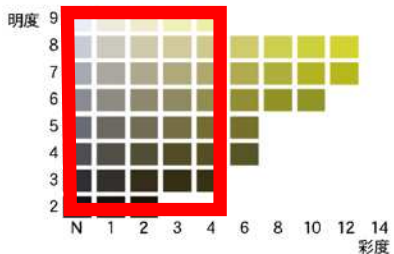
5.0YR~9.9YR



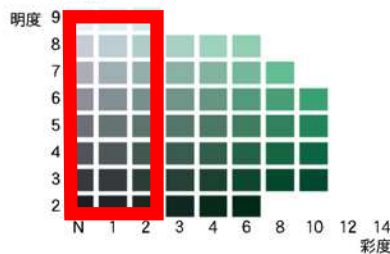
OY~4.9Y



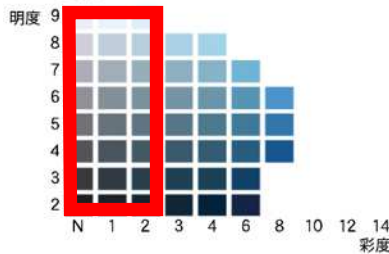
5.0Y~9.9Y



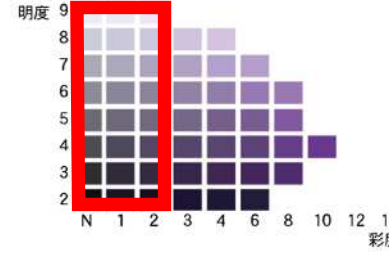
G系



B系



P系



(3) 地区計画の変更

6・8ページ

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えてはならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 (1) 地盤面下に設けられる建築物又は建築物の部分 (2) 道路上空に設けられる横断歩道橋又は渡り廊下と一体となる歩廊又は渡り廊下の用に供する建築物の部分 (3) 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分
		建築物等の高さの最高限度	—	3.0m 2.0m ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のときは、その部分の高さは、1.2mを限度として算入しない。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	—	1. 建築物等の外観に使用する色彩は、マンセル表色系（日本産業規格に定める色の表示方法）で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、建築物等の外観の各面の面積のうち5分の1未満の面積で使用される色彩又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩については、この限りでない。 (1) 彩度2以下 (2) 色相0 Rから9. 9 Rの範囲であり、彩度4以下 (3) 色相0 YRから9. 9 YRの範囲であり、彩度6以下 (4) 色相0 Yから4. 9 Yの範囲であり、彩度6以下 (5) 色相5. 0 Yから9. 9 Yの範囲であり、彩度4以下 2. 建築物の上部を利用する屋外広告物は、設置しないこと。 3. 臨海部の夜間景観を意識し、それぞれの施設の特徴を活かしながら、街なみに調和する照明計画をおこなう。 4. 歩行者が安心して通行できるよう、敷地内に暗がりをつくらないよう配慮する。 5. 道路境界部を中心に積極的な緑化に努め、緑豊かなゆとりのある景観を形成する。

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

【屋外広告物】

建築物の上部を利用する屋外広告は、設置しない。

【照明】

街なみに調和する照明計画をおこなう。敷地内に暗がりをつくらないよう配慮する。

【緑】

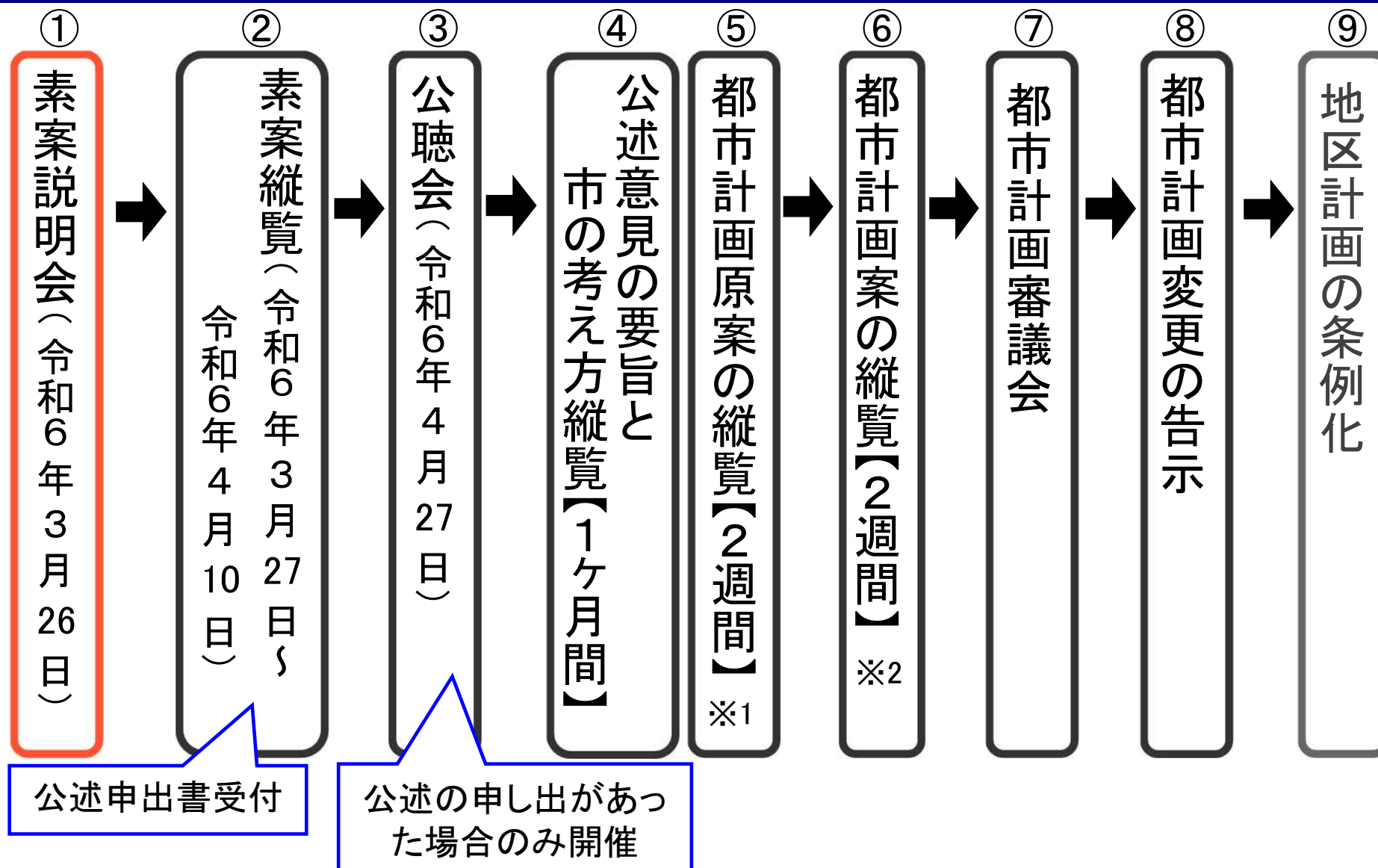
緑豊かなゆとりのある景観を形成する。

〔区域、地区整備計画の区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり〕

3 今後の都市計画手続

今後の都市計画手続(全体の流れ)

南渡田北地区



※1 地区計画区域内の土地の所有者等の方が、地区計画に関する事項の都市計画の原案に対して、意見書を提出できます。
※2 川崎市民及び利害関係人の方が、本案件に関する事項の都市計画の案に対して、意見書を提出できます。

今後の都市計画手続(素案縦覧)

南渡田北地区

①

素案説明会(令和6年3月26日)



②

素案縦覧(令和6年3月27日)
令和6年4月10日)



③

公聴会(令和6年4月27日)

縦覧期間

令和6年3月27日(水)～
令和6年4月10日(水)

縦覧場所

- まちづくり局計画部都市計画課
- 川崎区役所、大師支所、田島支所

受付時間

平日 午前8時30分～午後5時

- 川崎図書館

受付時間

平日 午前9時30分～午後7時

土日・祝日 午前9時30分～午後5時

縦覧期間中、「都市計画素案」を市ホームページに掲載します。

今後の都市計画手続(公述の申し出)

南渡田北地区

①

素案説明会(令和6年3月26日)



②

素案縦覧(令和6年3月27日)
令和6年4月10日)



③

公聴会(令和6年4月27日)

公述申し出ができるのは、川崎市民又は
利害関係人の方

申出期間

令和6年3月27日(水)～
令和6年4月10日(水)

申出方法

○書面での提出

- ・公述申出書を都市計画課へ郵送又は持参
- ・公述申出書の書式は自由
(氏名、住所、意見の要旨を記載)
- ・参考書式は縦覧場所又は本市ホームページで

○電子申請

- ・本市ホームページから申請

今後の都市計画手続(公聴会)

南渡田北地区

①

素案説明会(令和6年3月26日)



②

素案縦覧(令和6年3月27日)
令和6年4月10日)



③

公聴会(令和6年4月27日)

公聴会

日時：

令和6年4月27日(土)
午前10時～

場所：

臨港中学校体育館

- ・ 申出多数の場合抽選(定員10名)
- ・ 公述はおひとり15分以内
- ・ 開催しない場合は4月18日(木)頃までに本市ホームページ及び縦覧場所に掲示

公述の申し出があった場合のみ開催

都市計画素案説明会等のお知らせ

川崎都市計画用途地域の変更（南渡田北地区）ほか関連案件 川崎市

南渡田地区は、「都市計画マスタープラン川崎区構想」において、研究開発機能の集積、産業支援関連機能や本格的な実験・実証のための機能導入を進め、産業拠点にふさわしい複合市街地の形成をめざすこととしております。

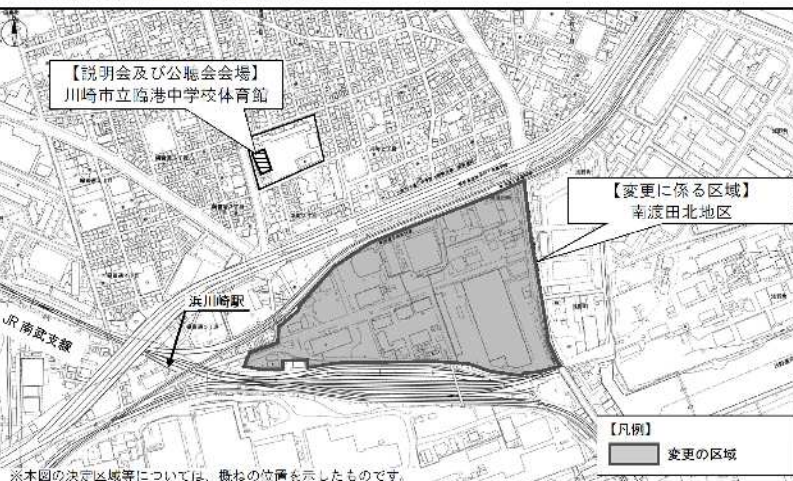
また、「南渡田地区拠点整備基本計画」において、次世代の川崎臨海部を牽引する革新的なマテリアル（素材）を生み出す研究開発機能の集積による産業拠点の形成をめざすこととしております。

このたび、南渡田地区における大規模な土地利用転換の機会を捉え、社会課題の解決及び国際競争力の強化に向けて、戦略的に研究開発機能等の機能誘導を図るとともに、それを実現するための都市基盤の整備を官民連携で推進し、川崎臨海部を牽引する新産業拠点形成を若実に推進するため、用途地域等の変更を行うこととなりました。

■変更の概要について

【予定案件】

- ・用途地域の変更
- ・地区計画の変更



※本図の決定区域等については、概ねの位置を示したものです。

■素案説明会の開催について

- 日時：令和6年3月26日（火）午後7時から8時30分まで（開場：午後6時30分）
- 場所：川崎市立臨港中学校体育館（川崎市川崎区浜町2-11-22）

※先着200名を定員といたします。

お車での御来場は御遠慮ください。

■素案の縦覧及び公聴会について

都市計画素案について、次の期間で縦覧を行います。市民の皆さまの御意見をお聴きするため公聴会を開催いたしますので、都市計画素案について公聴会で御意見を述べたい方は、素案の縦覧期間にお申出ください。

（1）素案の縦覧について

- 期間 令和6年3月27日（水）から令和6年4月10日（水）まで
- 場所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課、川崎区役所、大師支所、田島支所、川崎図書館

※市ホームページでも区書の縦覧ができます。

※都市計画課、川崎区役所、大師支所、田島支所は、開庁日（土・日曜日・休日）を除く平日の午前8時30分から午後5時まで。

※川崎図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土・日曜日・祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御確認ください。

（2）公述の申出について

素案の縦覧期間中に、都市計画課まで「公述申出書」を持参又は郵送していただくか、市ホームページから提出してください。川崎市民及び利害関係人の方が公述の申出を行うことができます。

※「公述申出書」は、市ホームページに申請フォームがあります。持参、郵送の場合は公述申出書を素案説明会で配布しますので御確認ください。なお、縦覧場所でも入手できます。

※郵送の場合は川崎市長終日（令和6年4月10日（水））の消印まで有効です。

※公述の申出が多数の場合、公述人を抽選で選定します。選定の結果は、公述の申出をされた方にそれぞれ通知します。

※公述時間は1人15分以内です（公述人が多数の場合は変更あり）。

（3）公聴会の開催について

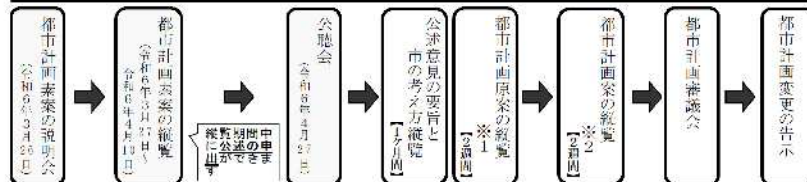
- 日時 令和6年4月27日（土）午前10時から
- 場所 川崎市立臨港中学校体育館（川崎区浜町2-11-22）

※公聴会は、公述の申出があった場合に開催いたします。

※公聴会を開催しない場合は、令和6年4月18日（木）頃までに、市ホームページ、都市計画課、川崎区役所、大師支所、田島支所、川崎図書館に掲載し、お知らせいたします。

※傍聴を希望される方は、直接会場にお越しください（申込不要）。お車での御来場は御遠慮ください。

■今後の手続の流れ



※1 地区計画区域内の土地の所有者等の方が、地区計画に関する事項の都市計画の原案に対して、意見書を出されます。

※2 川崎市民及び利害関係人の方が、都市計画の案に対して、意見書を出されます。

※3 各手続について、下記メールアドレスの案内が配信される予定となります。

（お問合せ先）

川崎市まちづくり局計画部都市計画課 電話 044-200-2712

（都市計画案件HP）

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-1-1-1-3-0-0-0-0-0-0.html>

手続のお知らせ（都市計画原案・案の縦覧時期等）は、メールマガジンでの御案内もいたしますので、配信を希望される方は御登録をお願いいたします。

（メールマガジン）

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000119911.html>

都市計画案件HP



メールマガジン





KAWASAKI CITY